

## 第7回 安中市都市計画マスタープラン 策定委員会

### 議事概要

#### ■日時及び場所

日時：令和7年7月29日（火）15:00～17:00

場所：安中市役所 新庁舎3階 委員会室

#### ■出席者

| 区分   | 出欠 | 所属等                       | 氏名(敬称略) | 備考     |
|------|----|---------------------------|---------|--------|
| 委員長  | ○  | 高崎経済大学地域政策学部              | 長野 博一   |        |
| 委員   | ×  | 一般社団法人群馬建築士会 安中支部代表       | 三好 建正   |        |
| 委員   | ×  | 一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会 安中支部代表 | 武井 正臣   |        |
| 委員   | ○  | 一般社団法人安中市医師会 代表           | 本多 真    |        |
| 委員   | ○  | 一般社団法人安中市観光機構 代表          | 武井 宏    |        |
| 委員   | ○  | 一般社団法人碓氷川森林組合 代表          | 武井 孝雄   |        |
| 委員   | ○  | 安中市商工会 代表                 | 静 朋人    |        |
| 委員   | ○  | 安中市松井田商工会 代表              | 吉田 利博   |        |
| 委員   | ×  | 安中市区長会 代表（旧安中）            | 三宅 勉    |        |
| 委員   | ○  | 安中市区長会 代表（旧松井田）           | 和田 元男   |        |
| 委員   | ○  | 東日本旅客鉄道株式会社高崎支社 代表        | 近藤 隆俊   | 代理：鈴木氏 |
| 委員   | ○  | 一般社団法人群馬県バス協会 代表          | 佐藤 俊也   | 代理：前川氏 |
| 委員   | ○  | 一般社団法人群馬県タクシー協会 代表        | 清水 憲明   | 代理：小島氏 |
| 委員   | ×  | ぐんま地域防災アドバイザー             | 金井 弘恵   |        |
| 委員   | ○  | 安中市民員会児童委員会協議会 代表         | 佐藤 徹也   |        |
| 副委員長 | ×  | 安中市景観審議会 代表               | 杉浦 榮    |        |
| 委員   | ○  | 安中市文化財保護審議会 代表            | 神宮 善彦   |        |
| 委員   | ○  | 安中市農業委員会 代表               | 佐藤 光司   |        |
| 委員   | ○  | 国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所計画課長 | 伊藤 光宏   |        |
| 委員   | ○  | 群馬県県土整備部安中土木事務所次長         | 吉田 晃一   |        |
| 委員   | ○  | 群馬県県土整備部都市計画課長            | 小島 康弘   |        |
| 事務局  | ○  | まちづくり部                    | 都市計画課   |        |
| NKUS | ○  | 都市交通部                     | —       |        |

## ■次第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 議事録署名人の指名

### 議題

#### 【第5回立地適正化計画】

- (1) 誘導区域について
  - (2) 目標値について
  - (3) 素案について
4. その他
  5. 閉会

## ■配布資料

- 次第
- 座席表
- スケジュール表

## ■議事概要

### 【第5回立地適正化計画】

#### (1) 誘導区域について

—事務局（説明）—

(委員)

- 安中榛名駅周辺の大規模盛土造成地は、居住誘導区域とするという認識で良いか。

(事務局)

- 大規模盛土造成地は居住誘導区域から除き、居住誘導準備区域と位置づけたい。居住誘導準備区域については、第二次スクリーニングを促進し、安全性が確認できるか必要な安全対策の実施等により安全性が確保されることを前提として居住誘導準備区域に変更する形としている。

(委員長)

- 安中市は今回初めて立地適正化計画を策定するため、判断がつかないところが出てきているものと思う。そのため、まずは準備区域にしておいて、ソフト的な対応を含め、今ある市街地の残し方に関する検討が次回以降にできる可能性があると思う。立地適正化計画は、5年程の間隔で見直しを行うこととなるため、そのタイミングで区域の見直しを含め、再度検討を行うこととなる。

(委員)

- 居住者は、リスクの告知なく居住を誘導されたというイメージを受けないよう、丁寧な説明をお願いしたい。

(委員)

- 資料2、「誘導区域において、インフラ等の既存ストックが充足された区域」とあるが、居住誘導区域内外でどの程度違っているか、説明した方が良い。
- 既にミニ開発が多く行われており、無秩序に整備されていくと、消防困難やインフラの維持管理が大変になる等の影響が出てくると思う。そうした点への対策の検討を誘導施策とする等、配慮して記載した方が良い。
- 公共が整備したからという理由だけで団地を入れているが、この団地はどのぐらい道路環境が良いか、あるいは、今後も使い続けるべきということがわかるよう記載した方が良い。

(事務局)

- 参考資料2は、計画書に掲載しない予定の資料である。
- ミニ開発に関しては、反映できるかどうか検討する。
- 公共が整備した団地については、他の地区と比べてインフラが整備されて、行き止まり道路もない状況となっておりますので、居住誘導区域に含めている

(委員)

- 資料 2、「拠点に都市機能を維持し、そこにアクセスするための公共交通の利便性を向上させる計画のため」は、貴市で同時に実施している他の交通に関する検討内容と整合しているのか。

(事務局)

- 公共交通の利便性の確保は必要な道路網の整備が前提との考え方と捉えている。他方、都市計画道路の見直しについては検討している状況である。立地適正化計画では、公共交通を充実させて、自家用車に頼らずとも日常生活や来訪を可能にするとの記載としている。

(事務局)

- 公共交通については、P40・41 において、公共交通軸として位置付けている。公共交通軸は鉄道と路線バスを指しており、西毛広幹道と国道 18 号で隣接都市を結ぶ軸を図示している。また、P67 には公共交通に関する施策を整理している。

(委員)

- 安中榛名駅周辺で誘導区域から除外した箇所について、地形地物をもとに設定しているとの文言と区域の整合が取れているのか教えてほしい。

(事務局)

- 基本的には道路等に沿うように区切っており、一部土地利用現況から山林・斜面地のものを除外している箇所がある。
- また土砂災害ハザード区域に該当し、除外している箇所もある。

(2) 目標値について

—事務局（説明）—

(委員)

- P101、誘導施設の立地状況、安中は 2、松井田は 0 になっているが、松井田の文化会館や図書館は、都市機能誘導区域外の欄に計上されているのか。

(事務局)

- 指摘のとおりである。
- 都市機能誘導区域外の施設数については現在精査を行っている。
- 松井田の文化会館と図書館は、用途地域外に立地しているため、居住誘導区域から外れている。

(委員)

- P104、安中南地区の公民館は、碓氷川が氾濫した際には避難場所から外せるということになっていたがどうか。

(事務局)

- 指摘のとおり、安中公民館は浸水想定区域に位置しており、水害時、大雨時は避難所にはならないという特別な指定としている。

- 安中南地区については、浸水想定区域に加え家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されているが、検討中の「あたらしいまちづくり」の中で、災害対策、被害軽減に向けた対策を行う旨記載する。

(委員)

- 安中南地区では、水害対策のために堤防整備等を検討しているとのことか。

(事務局)

- P95 に記載しており、「あたらしいまちづくり」と連動し、土地を嵩上げた多目的広場、一時避難場所の整備を予定している。

(委員長)

- 嵩上げはかなり合意形成に時間がかかりハードルが高いが、国土交通省のメニューに含まれている。現実的な手法ではありながらも、実現はかなり大きな課題になると思う。
- 住民には丁寧にご説明いただきたい。

(委員)

- P40、生活拠点の「横川駅周辺では都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定していないため、その他のさまざまな手法による拠点の維持を検討します」とあるが、どのような検討を行っているか。

(事務局)

- P40、横川駅周辺は都市機能誘導区域及び居住誘導区域を設定せず、その他さまざまな手法による拠点の維持を検討する旨記載している。具体的な検討としては、観光振興や道の駅の整備について検討しており、そうした取組の結果、まちの魅力を高め、居住していただくことを考えている。その他の手法については、都市計画マスタープラン等の関連計画に基づく取組を進め、拠点の維持を図るとの記載としている。

### (3) 素案について

—事務局（説明）—

(委員)

- P56・57、分散が望ましい施設に、スーパーマーケット等の店舗が挙げられている。民間施設を分散して展開していく際、インセンティブを与えるような誘導策があるのか。

(事務局)

- 分散配置のための市の支援は考えていない。基本は、公共交通等を活用して中心市街地や拠点に移動し、買い物等していただく形を想定している。また、将来的に、移動購買車を展開いただくことやドローン物流等を活用いただくようなことを考えている。

(委員)

- 公共施設の場合、市がコントロールできると思うが、民間施設の場合は収益に左右されるため、行政から積極的に働きかけないと住んでいる人の利便性がどんどん悪くなっていったし

まうと思う。何か対策していく必要がある。

(委員長)

- 産業・商業系のセクションとも情報共有して、産業振興や経営支援等についても庁内で議論してほしい。

(委員)

- P47、居住誘導区域設定の考え方で、各ステップの図面は計画に掲載しないのか。

(委員長)

- 提示できるものは提示されたほうがよいため、掲載について検討してほしい。

(委員)

- 計画の欄外のイラストについての解説を入れてはどうか。

(委員長)

- 計画については、1 週間程度の意見照会期間を設けることとし、意見がある場合は事務局に連絡してほしい。修正結果については、一任いただきたい。

以上